

上で児童をお預かりし、雇用支援に努めている。

問 保育労働者の有給休暇制度は完全に守られているか

答 職員が心身ともに健康な状態に勤務することは、児童の健全育成につながるものである。心身の休養を図るためにも有給休暇等を取って働き、生きがいを持って働ける環境づくりに努めている。なお、夏期休暇については、昨年度、全職員が完全取得をしている状況である。

問 正規、非正規労働者の待遇上の課題について

答 勤務時間については、パート職員を除いては全員7時間45分と同じである。保育面においては、正規・非正規で違いはないが、給与面においては差がある現状である。このため、臨時職員の負担を少しでも減らすため、クラス編成においては正規職員を担任とし、保育指導計画書等も主に正規職員が作成しているが、一部、やむをえず臨時職員にも書類作成をお願いすることもあり、その場合には、賃金の加算をしている。また、早朝保育、いのこり保育時においても、臨時職員については、回数を減らすなど、可能な限り負担軽減に努めている。

【介護保険制度について】

問 単独介護で苦悩している家族の実態について

答 在宅で介護されている方のうち、約100人の方が老・老介護という状況であり、その中でも特に介護度の高い寝たきりや認知症の方を、在宅で介護されている方が約20人。また、1人の介護者が同時に2人の要介護者を見ておられるのは現在1家族となっている。こういった方々は、支援体制がある程度整ってきたとはいえ、日々大変なご苦労をされている。

これらの対応策としては、当町では介護認定調査時や、訪問時の状況などを、システム管理し、現状を把握できる体制を整え、家族介護者交流会や認知症の家族の会、認知症の講演会などに参加を呼びかけ、介護の仕方の研修とともに、介護者同士で日頃の悩みを話し合い、情報交換の場とすることにより、介護負担の軽減を図っているところである。

また、必要に応じて担当のケアマネージャーから情報を得て家庭訪問等を行い、相談にのると同時に問題の解決を図るべく努力しているところである。また今後は、介護者の家族の会等の設立についても支援していきたいと考えている。

問 介護認定の見直しについて、進行性難病患者が前回より軽度に変更されている実態について

答 昨年4月の介護認定の見直しは、従来と比べると軽度に変更される傾向があるということ。4月から9月までの申請者全員に「要介護認定等の方法の見直しに係る経過措置希望調査」をとり、措置の必要性について意思の確認を行った。

内容は「今回認定される要介護度を変更する必要なし」、「従来の要介護度のままを希望する」のどちらかに「○」をつけてもらう方法としたが、ほとんどの人が「従来の要介護度のままを希望する」であった。

この調査で「変更の必要がない」とされた方は今回の判定のままとし、「従来の要介護度のままを希望する」とされた方は従来の要介護度に戻すこととしたため、関係の方々の不満は解消されたものと考えている。

問 介護リフトの導入の進行状況について

答 現在、町内の施設には、介護リフトを導入しているところはなく、今後の導入予定についても、現在計画されているところはなかった。

【児童虐待の背景と予防対策について】

問 情報収集の仕組み、対応について

答 当町では、児童福祉担当・保健師を中心に、地域の実態把握と情

報交換等を行うため、定期的開催する「実務者会議」や、個別の案件について対応を検討する「ケース会議」により、虐待の疑い等のある事案の把握、対応に努めている。

会の構成メンバーは、児童福祉担当、保健師、小中学校・保育所関係者、民生児童委員および町外機関から南予児童相談所の児童福祉司、宇和島保健所の難病・母子保健の担当者である。昨年度は、実務者会議、個別ケース会議を計8回開催している。

問 具体的な予防策、対応について

答 保健師を中心とした育児相談や家庭訪問等による虐待の早期発見と、保育所・学校現場においては、子どもの健康状態や様子などから早期発見と保護者への助言を行うとともに、関係機関の連携により、早い時期での情報の共有化を図り、発生の予防に努めることとしている。

問 児童福祉司の労働条件の改善へなど、改善対応について

答 当町では、児童福祉司については配置していないが、子育て支援に深く関わっている保健師をはじめ担当職員については、条例規則等で定めた勤務条件により就労している。今後、改善の必要が生じた場合は、関係課と協議の上、対応していきたいと考えている。